二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費

地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×α

算式の符号

A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費

地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×α

算式の符号

A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費